

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン

今般、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定に基づく技術的助言として、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン」を取りまとめたので、法の円滑かつ適正な運用に当たっての参考とされたい。

第1 農業と導入産業との均衡ある発展

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号。以下「法」という。)第1条及び農村地域への産業の導入に関する基本方針(平成29年8月25日付け官庁報告。以下「基本方針」という。)1(2)アにおける農業と導入産業との均衡ある発展とは、農業側において、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)の導入産業への安定した就業とともに担い手への農地の集積・集約化等が図られることにより、また、導入産業側において、地域の農業者の雇用により導入産業が労働力を確保し、安定した産業活動の展開が可能となることにより、農業と導入産業がそれぞれ発展することをいう。また、例えば、ICT関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業等の農業を支援する機能を有する産業が、基本方針3(2)に記載されているように地域の農業と相互に補完し合いながら、そのいずれもが発展することも、農業と導入産業との均衡ある発展の一形態である。

第2 農村地域の要件

本法における「農村地域」とは、市町村の区域を単位とし、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)に規定する農業振興地域及びその予定地域を含む市町村、山村振興法(昭和40年法律第64号)に規定する振興山村を含む市町村及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に規定する過疎地域に該当する市町村の区域をいうこととされている。ただし、次に掲げる区域は農村地域に含まれないこととされている(法第2条及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律施行令(昭和46年政令第280号。以下「令」という。)第3条第1項)。

- ① 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に基づく首都圏にあつては、同法の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域を含む市町村の区域
- ② 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)に基づく近畿圏にあつては、同法の既成都市区域又は近郊整備区域を含む市町村の区域
- ③ 中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)に基づく中部圏にあつては、同法の都市

② 都道府県は、市町村が実施計画において定める導入業種が、基本計画に定められた導入業種の選定の考え方を踏まえたものになっていること及び基本計画に即して、実施計画に基づく産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保でき、産業の導入に伴う土地利用調整により、地域の農地保有の合理化が図られる等の農業と導入産業との均衡ある発展が図られることについて、地域の実情を踏まえ、同意を行うときに確認するものとする。

6 実施計画作成後の手続

市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるとともに、都道府県を経由して主務大臣に、実施計画書の写しを送付しなければならないこととされている（法第5条第7項）。その手続は次のように行う。

(1) 実施計画の公表（法第5条第7項）

市町村は、第3の4①の基本計画の公表の方法に準じて実施計画の概要の公表を行う。

(2) 実施計画書の写しの送付（法第5条第7項）

- ① 市町村は、都道府県知事に実施計画書の写しを電子媒体で送付する。
- ② 都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）、経済産業局長及び都道府県労働局長に電子媒体を送付する。
- ③ 地方農政局長は、農林水産大臣に、経済産業局長は、経済産業大臣に、都道府県労働局長は、厚生労働大臣に電子媒体を送付する。
- ④ なお、送付された実施計画の内容が基本方針等に照らして適切でないと認められる場合は、主務大臣により都道府県知事を経由して指導等を行う場合がある。

7 その他

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合は、当該実施計画を過疎地域持続的発展市町村計画の内容の一部とすることができる（法第5条第9項）。この場合において、過疎地域持続的発展市町村計画を変更したときの総務大臣等への計画の提出義務が簡素化され、変更した旨の報告で足りることとされている（法第5条第10項）。

第5 審議会

1 審議会の設置

都道府県又は市町村は、基本計画又は実施計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会を置くことができることとされている（法第14条第1項及び第2項）。基本計画及び実施計画を策定するに当たっては、農業者その他事業者の意向、地域住民の利害関係等を十分調整することが必要であるため、審議会を活用することが望ましい。なお、各地方公共団体には現に数多くの審議会がある場合もあり、既存の審議会で法の趣旨に即して活用できるものがあれば、それを活用することも想定される。

2 審議会の構成員

審議会の構成は、関係農業団体、商工団体等の代表者、学識経験者等の本法による産業の導入及び農業構造の改善等に関係のある者を幅広く含んだものとなるよう配慮することが望ましい。

第6 連携体制等

1 国の相談窓口

産業の導入の一層の推進を図るためには、実施計画の目標達成のための連携体制の確立が重要であることから、国は支援措置等に関する相談窓口を各地方農政局に設けることとする。

2 都道府県及び市町村の連携体制

都道府県及び市町村は、施設の整備、職業紹介の充実、農業構造の改善等の施策の推進に当たり、実施計画に記載された産業の導入、農業従事者の就業及び農業構造の改善に関する目標が円滑に達成されるよう、これらの施策を担当する部局と実施計画を推進する部局との間での十分な連絡調整を図ることが望ましい。

また、都道府県は、産業の導入を進めようとする市町村に対し、必要な情報を提供するほか、当該市町村が関係団体、試験研究機関、教育機関、他の市町村等と連携できるよう体制を整備することが望ましい。

第7 支援措置

1 税制上の優遇措置

個人が、その有する産業導入地区内の農用地等を実施計画に係る施設用地の用に供するため譲渡した場合には、他の譲渡所得の特例の適用を受ける場合を除き、当該譲渡に係る譲渡所得について800万円の特別控除が認められ、所得税を軽減することとされている（法第7条及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第34条の3）。

当該措置は、産業導入地区に立地する企業に直接譲渡した場合のほか、次に掲げる